2021 年度 C 日程

福岡大学法科大学院

法律専門試験

民　法
民事訴訟法

問題冊子（問題のみで４枚）

注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけません。

2　試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は，手を挙げて監督者に申し出てください。

3　解答は，別に配布する解答用紙に，黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも，インクが消しゴム等で消せないもの）で記述してください。

4　解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を，また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。

5　貸与した六法に対する加工（線を引く，書き込みをする，ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお，貸与した六法に対し加工をした場合，不正行為とみなされることもあります。

6　試験終了後，問題冊子は持ち帰ってください。

第１問（民法）

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔問１〕、〔問２〕に答えなさい。

〔事実関係〕

１　Ｘら２名とＹら５名の７名は、平成２４年１１月ころ、１口１００万円の出資をして共同でヨットを購入し、出資者が会員となり、ヨットを利用して航海等を楽しむことを目的とするヨットクラブ（以下「本件クラブ」という。）を結成する旨の組合契約（以下「本件契約」という。）を締結した。なお、本件契約には、本件クラブの存続期間についての定めはなかった。

２　共同購入となったのは、Ｘ・Ｙらのいずれかが単独で購入するだけの資金的な余裕がなかったことによるものであった。

３　Ｘら２名とＹら５名の７名は、本件契約に基づいて合計１４口の出資をし（Ｘら２名の出資口数は各２口である。）、平成２５年１月３０日、中古ヨット１隻（以下「本件ヨット」という。）を１４００万円で購入した。

４　本件契約の内容となる本件クラブの規約には、会員の権利の譲渡および退会に関して、「オーナー会議で承認された相手方に対して譲渡することができる。譲渡した月の月末をもって退会とする（これは、不良なオーナーをふせぐためである）。」との規定（以下「本件規定」という。）があったが、本件規定を定めるに際しては会員からとくに異論は出なかった。

５　本件規定が設けられたのは、本件クラブが、資産として本件ヨットを有するだけで、資金的・財政的余裕がなく、出資金の払戻しをする財源を有しないこと、本件クラブでは、会員の数が少ないと月会費や作業の負担が増えるので，会員の数を減らさないようにする必要があることによるものであった。

６　Ｘら２名は、同年１月末頃、本件ヨットの係留権取得費用として、それぞれ１００万円ずつ立て替えたが、そのうち４０万円は支払われたが、Ｘら２名に対する各６０万円の立替金は未払のままであった。

７　Ｘら２名は、同年５月末頃、本件ヨットを係留するための桟橋の取替え工事費用５０万円を立て替えたが、未払のままであった。

８　かくして、上記立替金の返還をめぐり、ＸらとＹらの関係は悪化し、Ｘら２名は、その後、同年７月ころ、Ｙらに対し、民法６７８条１項但書所定の「やむを得ない事由」を理由として本件クラブから脱退する旨の意思表示をおこなった。

９　そして、Ｘら２名は、Ｙら５名に対して、各自連帯して、当時の本件ヨットの時価額をＸら２名の出資割合に応じて案分した額の組合持分の払戻金およびこれに対する遅延損害金のほか、係留権取得費用立替金・桟橋の取替え工事費用立替金等の支払を求めて訴えを提起した（以下「本件請求」という。）。

〔問１〕

Ｘらの本件請求に対して、Ｙらは、本件規定をどのように解釈して対抗してくることが考えられるだろうか。

〔問２〕

Ｙらの以上のような主張に対して、Ｘらとしては、さらに本件規定につきどのような解釈をして反論していくことが考えられるだろうか。

第２問（民法）

次の〔事実関係１〕を読んで、〔設問１〕に答えなさい。また、次の〔事実関係２〕を読んで、〔設問２〕に答えなさい。

〔事実関係１〕

Ｙ子は、Ｘ男と同棲中、平成３０年１月、Ｘ男との間の子、Ａを出産しました。しかし、平成３１年４月、Ｘ男は、仕事の都合でＹ子と別居したことを機に、Ｂ美と交際するようになり、令和元年７月、婚姻をすることになりました。そこで、Ｘ男はＹ子に関係の解消を迫ったところ、Ｙ子は、せめてＡをＸＹの嫡出子として入籍させたいと強く希望しました。そのため、Ｘ男は、いったん、Ｙ子との婚姻届を出して、Ａを入籍し、その後離婚するという便宜的手続を認めざるを得なくなり、その旨の誓約書をＹ子宛で作成しました。そして、令和元年８月、Ｘ男とＹ子の婚姻届が出されました。その２日後、Ｘ男はＢ美と挙式して共同生活を始めました。Ｙ子とは、戸籍のことで手紙の交換を一度するだけでした。しかし、しばらくしてもＹ子はＸ男との離婚に応じませんでした。そこで、令和２年６月、Ｘ男は、Ｙ子との婚姻は婚姻意思を欠くため無効であると主張し、婚姻無効確認の訴えを提起しました。

〔設問１〕

Ｘ男の婚姻無効の主張は、認められるか。

〔事実関係２〕

Ｘ子とＡ男は、婚姻関係にありましたが、Ａ男が病気で倒れ収入が途絶えたため、生活保護金を受給し、Ｘ子の収入と合わせて、２人の子どもを含む家族の生活費とＡ男の療養に充てていました。ところが、市の担当者から、Ｘ子の収入は生活保護金から差し引かれるべきであると告げられました。そこで、Ｘ子とＡ男は、従前の生活保護金の不正受給額の返済を免れ、かつ、引き続き、従前と同額の生活保護金の支給を受けるための方便として、離婚届を出しました。

離婚届け出後も、Ｘ子は、実質上はＡ男と夫婦であると思い、Ａ男の死亡後もＡ男の債務を支払い、Ａ男の遺骨も引き取り、法要も主宰しました。その後、Ｘ子は、Ａ男の相続をするために、令和２年６月、Ａ男との離婚は離婚意思を欠くため無効であると主張し、離婚無効確認の訴えを提起しました。

〔設問２〕

Ｘ子の離婚無効の主張は認められるか。

第３問（民事訴訟法）

〔問　題〕

Ａ銀行（本店は東京都中央区）は、Ｙ１社（本店は奈良県奈良市）に対し、手形貸付をしていたが、その債務についてＹ１の代表者であるＹ２が、連帯保証をしていた。この取引は、全てＡ銀行奈良支店において行われていた。Ａ銀行とＹ１間の銀行取引約定書には、当該銀行取引に関して紛争が生じた場合には、Ａ銀行の本店所在地を管轄する地方裁判所を専属管轄裁判所とする旨を定める条項があった。その後、Ｙ１は、業績不振に陥り、債務の履行を遅滞したので、Ａ銀行は、上記貸付債権を不良債権であるとしてＸ社（本店は東京都新宿区）に譲渡した。

Ｘ社は、Ｙ１及びＹ２を被告として、東京地裁に、上記手形貸付債権及び連帯保証債権の履行を求めて訴えを提起した。Ｘ社は、前記銀行取引約定書の条項に基づき、東京地裁が管轄権を有すると主張したが、Ｙ１らは、①上記条項は、公序良俗又は独占禁止法に反して無効である、②奈良地裁における審理の方が当事者間の衡平に資するなどと主張し、民事訴訟法１６条及び１７条に基づき奈良地裁に移送を申し立てた。

このような移送の申立ては認められるか。